**一般財団法人 栃木県交通安全協会交通事故入院見舞金要綱**

令和２年４月１日制定

（趣旨）

1. この要綱は「一般財団法人栃木県交通安全協会（以下「本会」という。）の会員が、

交通事故を起因として負傷し入院した場合の「入院見舞金」（以下「見舞金」という。）給

付制度に関する事項を定めるものである。

（適用範囲）

第２条　本制度は、令和２年４月１日から継続又は新規加入した会員であって、会員資格有効期間までの適用とする。

（対象となる交通事故）

第３条　見舞金給付の対象となる交通事故は、道路交通法（以下「法」という。）第２条第１項第９号に定める自動車を運転又は同乗中（バス、タクシー、その他送迎用自動車乗客等を除く。）若しくは同項第１０号の原動機付自転車、第１１号の２の自転車を運転中並びに歩行中であって、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当する場合を対象とする。

1. 見舞金の給付を受けようとする者が会員であること。
2. 日本国内で発生した交通事故で、かつ、交通事故証明書が発行される交通事故であること。
3. 当該交通事故を原因とする負傷を治療するため、３０日以上継続して入院したものであること。
4. 法第７１条の３第１項及び第２項に定める座席ベルトを装着又は第７１条の４第１項及び第２項に定める乗車用ヘルメットをかぶっていること。

（除外となる交通事故）

　第４条　前条の規定に関わらず、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する交通事故等の場合には、見舞金を給付しないものとする。

1. 故意（危険運転致死傷罪を含む。）によるもの
2. 自殺行為又は犯罪行為による交通事故
3. 無免許運転、飲酒運転、過労運転又は覚せい剤等薬物が影響する運転による交通事故
4. 無車検、無保険車両の運転によるもの
5. 自動車等の競技、競争、興行、訓練又は試運転中及び不法行為に伴う交通事故
6. 地震、津波等自然災害が起因するもの
7. 脳疾患、疾病又は心身喪失による交通事故
8. 頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）又は腰痛等で「他覚症状」のない入院
9. 虚偽の事実による不正な申請

（見舞金）

　第５条　見舞金の給付額は、一つの事故につき５万円とする。

（申請方法等）

第６条　見舞金の給付を受けようとする者は、第３条に定める交通事故発生の日から６か月　以内に「交通事故入院見舞金給付申請書」（別記様式第１号）及び「確認書」（別記様式第２号）により、本会会長宛てに申請するものとする。

　２　前項の申請に際しては、次の各号に掲げる証拠書類を添付するものとする。

1. 会員証（写）
2. 運転免許証（写）
3. 入院証明書（写し可）
4. 交通事故証明書

　３　第１項に定める見舞金給付申請期間以後の申請は無効とする。

（申請窓口）

　第７条　前条第１項の申請先は、本会及び見舞金給付申請者の住所地を管轄する本会各地区交通安全協会（以下「地区安協」という。）とする。ただし、郵送又は電話等の申請は不可とする。

　２　見舞金給付申請者の事情により、当該申請者が、本会及び地区安協に申請することができないときは代理人申請をすることができる。

　３　前項の代理人申請をする場合にあっては、前条第１項及び第２項に定める申請書類に「委任状」（別記様式第３号）及び代理人の運転免許証（写）又は身分証明書（写）を添付するものとする。

（申請受理）

　第８条　前条に定める申請を受けた本会及び地区安協は、申請者が本人であること、申請者本人が会員であること及び「交通事故入院見舞金給付申請書」の記載内容並びに前第２条、第３条、第４条の確認を行い、適正と認められる時は、これを受理するものとする。

　２　前項により、見舞金給付申請を受理した地区安協は、速やかに関係書類を本会へ送付するものとする。この場合において、地区安協は同申請関係書類の写しを作成して保管するものとする。

（見舞金の決定等）

　第９条　本会は、前条第１項により関係書類を受理したときは、これを速やかに審査し適正と認めた場合には、見舞金給付を決定しなければならない。

　２　前項により見舞金給付を決定したときは、速やかに「交通事故入院見舞金給付決定通知書」（別記様式第４号）により申請者に通知し、指定された金融機関の口座に振り込み給付するものとする。

　３　第１項の審査の結果、申請内容が見舞金給付に該当しない交通事故又は負傷であると認めた場合には、速やかに「交通事故入院見舞金給付申請却下通知書」（別記様式第５号）により通知しなければならない。

（見舞金の返還）

第10条　会長は、見舞金給付を受けた者が虚偽事実等の不正事実に基づく申請をしたことが判明したときは、見舞金を全額返還させるものとする。

（関係書類の保存）

第11条　本会及び地区安協は、この要綱に定める「交通事故入院見舞金給付申請書」等の関係書類について、申請者別に見舞金給付の日から５年間保存するものとする。

（補則）

第12条　見舞金給付申請事案であって、この要綱に規定のない事項については、申請者毎に本会事務局長が裁定し、会長の承認を受けるものとする。

　付則

　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。